

地域コミュニティ拠点施設の あり方方針



2017年(平成29年)3月

市民自治部 市民自治推進課

目次

第1章	総則	1
1	本方針の基本的な考え方	1
2	地域コミュニティ拠点施設の定義	1
3	将来人口と世帯数の動向	2
4	財政状況	3
5	地域コミュニティ（自治会）の状況	3
第2章	地域市民の家	5
1	地域市民の家の現状	5
2	地域市民の家全体の維持管理コスト	7
3	利用促進に向けた課題	7
第3章	今後の地域市民の家のあり方と有効活用	8
1	管理運営手法の見直し	8
2	地域の縁側事業への活用	9
3	放課後児童クラブへの活用	9
4	利用回数等制限の緩和	9
5	地域の会食の場としての活用	10
6	アダプトプログラムの活用とNPO法人等の民間活力の導入	10
第4章	地域市民の家の再整備	11
1	再整備の考え方	11
2	新たなグループ類型化	12
3	再整備の基準	13
4	グループ化に基づく今後の再整備に係る検討の進め方	14
第5章	自治会館	15
1	自治会館の現状	15
2	自治会館が抱える課題	16
3	今後に向けた自治会館の有効活用への支援	17
第6章	人と地域と意思をつなぐ拠点施設へ	18
資料	公共施設再整備プラン（地域市民の家 長期プラン抜粋）	

第1章 総則

1 本方針の基本的な考え方

市では、これまで住民自治を基本としながら、人口増加や地域社会の変化、住民ニーズの多様化・複雑化などに対応していくため、13地区をコミュニティエリアとして住民に利用していただく多くの公共施設を整備してきました。

その中でも最も身近な施設である地域市民の家は、利用率の伸び悩みとともに施設の設備や機能の改善が指摘されており、資産としての有効活用と老朽化に伴う施設の更新が課題となっています。

さらに、地域市民の家だけでなく自治会・町内会館（以下「自治会館」という。）も含めたこれらの地域コミュニティ拠点施設は、その利用者の増加を図りながら、新たな地域の担い手を創造する交流の場としてもその取組を進める必要があります。

これらの課題を解決していくためには、地域社会の実情などを踏まえ、地域コミュニティ拠点施設を有効に活用し、かつ、必要な再整備を図ることを目的に、公共施設再整備プランに基づき、利用形態をはじめとする施設のあり方に係る方向性を示す必要があります。

こうしたことから、本市では、少子超高齢化の進展や2030年以降に迎えることとなる人口減少といった地域社会の課題を踏まえ、地域社会への参加と住民協働を促す仕掛けの1つとして、これまでの地縁を保ちながら市民一人ひとりの暮らしや人と人とのつながりなど、「人と地域と意思をつなぐ場」を具現化する地域コミュニティ拠点施設として、そのあり方を方針として定めます。

なお、本方針については、地域コミュニティ拠点施設を取り巻く状況の変化や方針に基づく取組の効果等を踏まえ、今後必要に応じて見直していくこととします。

2 地域コミュニティ拠点施設の定義

本方針では、特に地域に密着した施設として本市が所有・管理する「**地域市民の家**」と自治会・町内会（以下「自治会」という。）が所有・管理している「**自治会館**」を地域コミュニティ拠点施設として定義します。

地域市民の家については、「藤沢市地域市民の家条例」において、市民相互の交流を通じて、市民の自治意識の高揚、連帯感の醸成及び文化の向上に資することを目的としており、概ね小学校区単位を目安に市内に41施設を設置しています。

自治会館については、2016年（平成28年）7月現在479の自治会があり、2013年（平成25年）のアンケートによると単独又は複数で自治会館を所有している自治会が292自治会で、市内の約61%の自治会が所有しています。

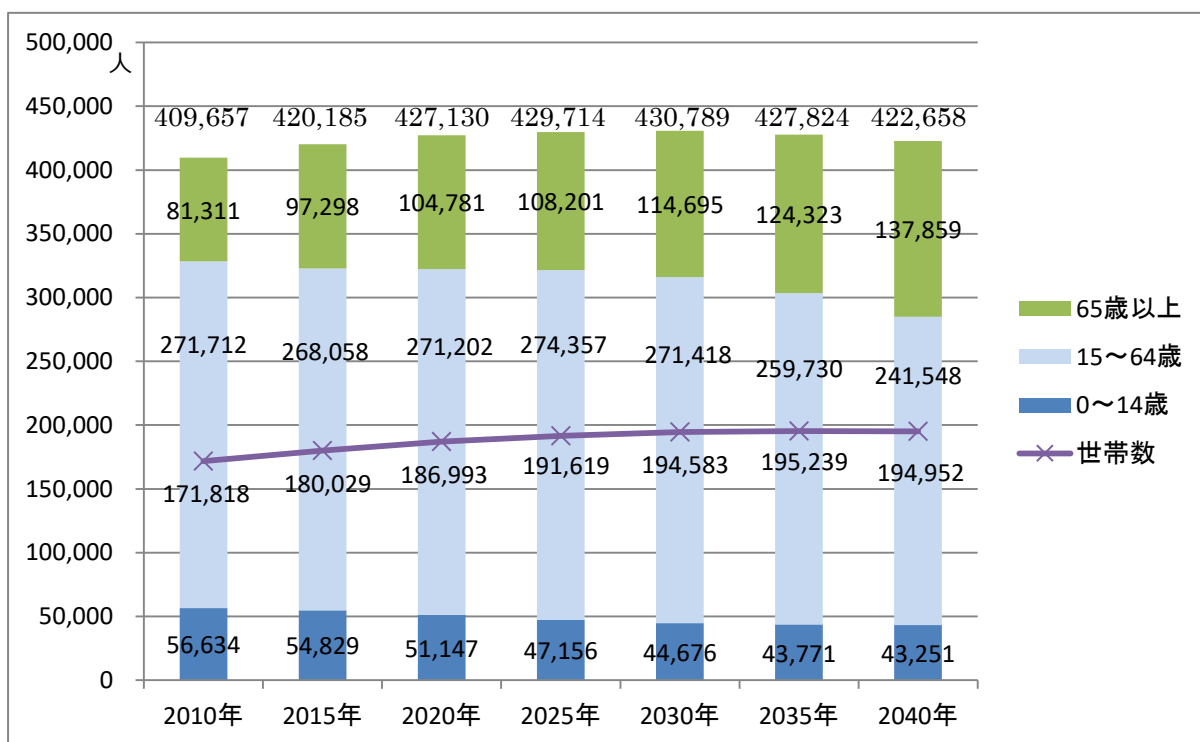
3 将来人口と世帯数の動向

2010年（平成22年）の国勢調査をもとに行った「藤沢市将来人口推計」によると、本市の人口は2030年（平成42年）に約43万人でピークを迎え、その後緩やかに減少に転じるとされています。

また、少子超高齢化の進展、単独世帯・夫婦のみの世帯の増加など、社会環境は大きく変化しており、「団塊の世代」が75歳以上となる2025年（平成37年）には、国内の高齢者人口が3,657万人に達すると見込まれており、本市においても、少子化・高齢化に伴う人口構造の変化や地域コミュニティの希薄化が進行することが予測されます。

本市における世帯数は、高齢者や非婚者をはじめとする単身世帯化が進むことにより増加を続け、2035年（平成47年）に約195,000世帯でピークを迎えると予測しています。

《将来人口と世帯数の動向》

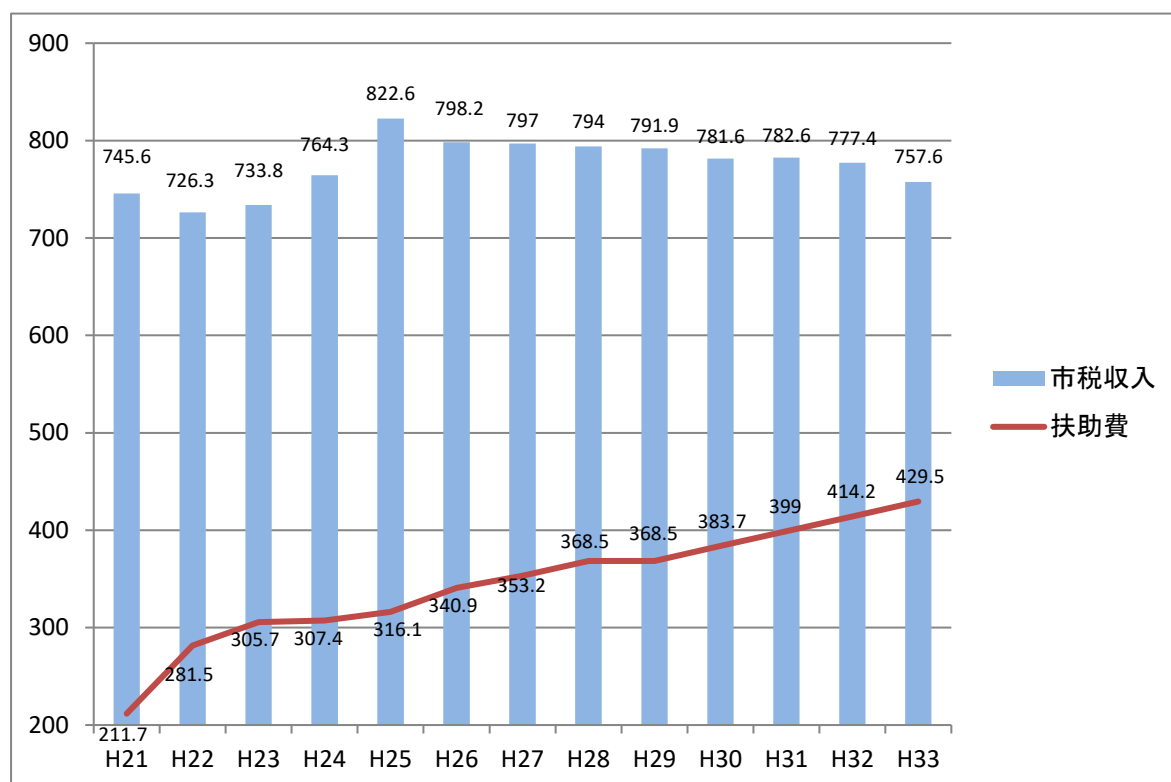


4 財政状況

本市の財政状況を見ると歳入の根幹をなす市税収入は、税制改正などの影響により減少していくことが見込まれます。一方、歳出面においては、生活保護費をはじめとする扶助費は増加傾向にあり、将来的には少子化、高齢化に伴う福祉、医療、介護など社会保障関係費の増加が予測されます。下記の表では、平成33年度までの市税収入と扶助費（事業費ベース）を推計しています。

《市税収入と扶助費（事業費ベース）》の推移

単位：億円



* H21～H26 は決算額、H27 は最終予算額、H28 は当初予算額、H29 以降は推計値

5 地域コミュニティ（自治会）の状況

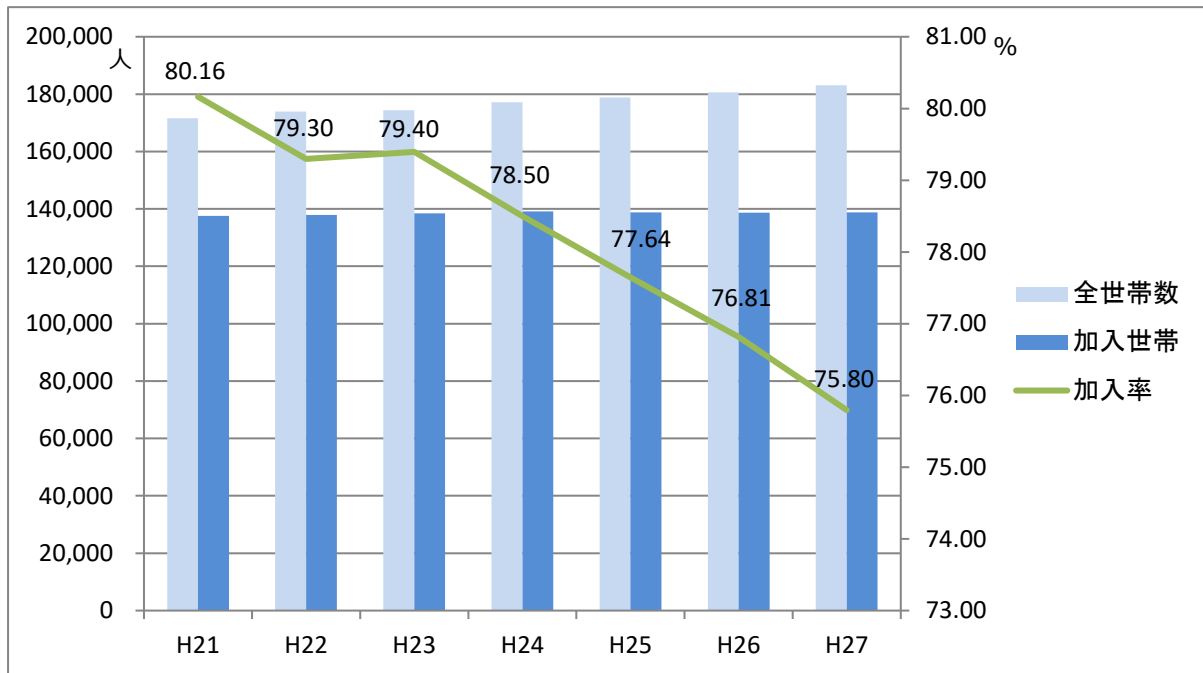
全国的な高齢化などに伴う自治会の担い手不足や加入率の減少は、地域住民の意識や価値観、ライフスタイルや働き方の変化など、社会の変化が複雑に絡んだ問題であると捉えています。

本市の自治会の加入率は、昭和50年代には95%前後の数値でありましたが、2015年（平成27年）9月1日時点では75.8%となっております。

加入率の推移については、7年前の平成21年度では80%を超えていましたが、2010年（平成22年）以降80%を下回り、以降年々低下してきており、2015年（平成27年）では75.8%となっており毎年約1ポイントの減少傾向が見られます。

自治会は、災害時や防犯等に果たす役割が大きいことなど、自治会が持つ地縁組織の特長を踏まえ、時代や地域の課題に応えられる組織に転換できるよう地域において、多世代の人たちをつなぐ場所づくりや機会の提供が一層求められます。

《自治会・町内会加入率の推移》



第2章 地域市民の家

1 地域市民の家の現状

地域市民の家については、市民相互の交流を通じて住民が自由に語り、学び、ふれあう地域コミュニティの形成の場として、昭和51年度から小学校区に1施設以上を目標に整備を進め、平成元年までは年間1～5施設程度の整備、平成4年以降は年間1施設程度の整備を進め、平成19年度に鵜沼小学校区内の鵜沼橋市民の家を設置し、全小学校区への設置が完了しています。

現在、41箇所の地域市民の家があり、1施設あたりの平均規模は約190㎡で、施設の基本的な機能として、概ね80人から100人程度が収容できるホール(集会室)、和室、洋室、オープンスペース、給湯室、トイレ、倉庫などで構成されています。

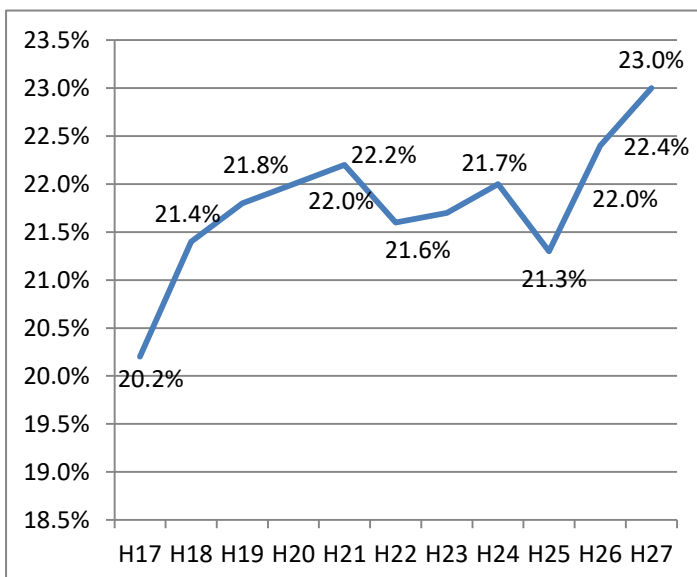
41の施設のうち、ほとんどの施設が木造で約30年を経過しており老朽化が進み、施設機能の低下を招いています。全地域市民の家の年間利用者数は、平成27年度末で約42万人、1回当たり約12人のグループで利用されています。

施設別の年間利用件数は、一番多い市民の家では約2,400件、一番少ない市民の家では約200件となっており、平成27年度末の利用率は23%となっています。

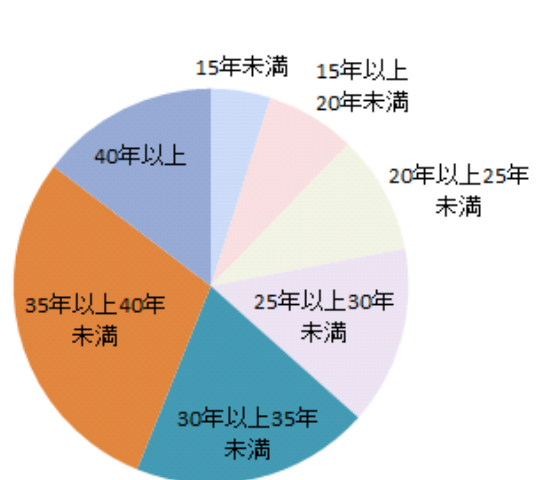
運営については、地域市民の家には常時、管理・運営を行う人がおらず、各地域市民の家ごとに運営委員会を設置し自主的な運営が行われています。

本市では、平成17年度以降、各地域市民の家運営委員会の委員長を委員とする「藤沢市地域市民の家運営委員会連絡協議会」を指定管理者として、管理運営について委託を行っています。

《地域市民の家の利用率の推移》



《築年数の状況》



《地域市民の家の施設概要と利用率》 * 藤沢市公共施設再整備プランから。利用率については平成 27 年度末実績

名称	小学校区	開設年月日	構造	土地面積	区分	延床面積	区分	利用率
高倉市民の家	湘南台	S51. 5. 6	木造平屋	670.71	市	209.47	市	22.4%
本鶴沼市民の家	鶴 洋	S51. 4. 27	木造平屋	561.00	市	169.55	市	32.1%
片瀬山市民の家	片 瀬	S51. 5. 28	木造 2 階	485.36	市	197.58	市	36.7%
辻堂南部市民の家	高 砂	S51. 6. 1	軽量鉄骨 一部木造平屋	641.82	市	258.96	市	17.0%
藤が岡市民の家	大 道	S51. 4. 1	鉄筋コンクリート5階 1階部分	コソフォル藤沢1F	借	240.36	借	37.2%
下土棚市民の家	富士見台	S52. 4. 26	木造平屋	825.37	市・借	172.24	市	11.0%
片瀬浪合市民の家	片 瀬	S53. 1. 11	木造 2 階	199.00	借	151.54	市	15.9%
羽鳥市民の家	羽 鳥	S53. 3. 27	木造平屋	502.00	市	194.60	市	18.8%
江の島市民の家	片 瀬	S53. 6. 15	木造平屋	280.98	市・借	161.47	市	10.8%
鶴南市民の家	鶴 南	S54. 4. 25	鉄骨 2 階	249.94	市	130.23	市	23.3%
村岡市民の家	村 岡	S54. 6. 26	木造平屋	666.22	市	195.43	市	27.4%
藤沢石原谷市民の家	大 越	S54. 6. 29	木造 2 階	471.96	市	192.52	市	14.6%
菖蒲沢市民の家	御所見	S55. 2. 23	木造平屋	661.00	市	167.27	市	15.1%
六会市民の家	六 会	S55. 4. 17	木造平屋	746.02	市	197.09	市	30.7%
大清水市民の家	大清水	S55. 5. 21	木造平屋	661.27	市	168.52	市	13.2%
辻堂市民の家	八 松	S56. 4. 7	木造平屋	929.88	市	202.88	市	16.5%
藤沢市民の家	藤 沢	S56. 4. 13	木造平屋	354.18	市	136.63	市	41.9%
長後滝山市民の家	長 後	S57. 2. 10	木造平屋	1,063.76	市	198.74	市	14.8%
川名通り町市民の家	新 林	S57. 4. 28	木造平屋	621.34	市	176.37	市	19.4%
立石市民の家	俣 野	S59. 1. 14	木造平屋	680.36	市	166.44	市	4.7%
中里市民の家	中 里	S59. 4. 15	木造平屋	690.14	市	168.40	市	5.4%
遠藤市民の家	秋葉台	S60. 5. 10	木造平屋	1,096.66	市	168.93	市	17.6%
小栗塚市民の家	亀井野	S60. 6. 2	木造平屋	704.53	市	169.33	市	23.7%
七ツ木市民の家	長 後	S61. 3. 15	木造平屋	936.38	市	192.74	市	16.1%
善行乾塚市民の家	善 行	S61. 4. 6	木造平屋	860.14	借	199.98	市	16.1%
用田市民の家	御所見	S62. 4. 4	木造平屋	936.82	市	167.27	市	6.6%
明治市民の家	明 治	S62. 9. 12	木造平屋	479.67	市	167.69	市	18.8%
大鋸市民の家	大 鋸	S63. 4. 2	木造平屋	837.47	市	165.62	市	25.2%
円行市民の家	六 会	H 1. 3. 29	木造平屋	922.31	市	179.70	市	15.0%
石川市民の家	天 神	H 1. 4. 22	木造平屋	594.98	市	170.58	市	10.2%
伊勢山市民の家	本 町	H 1. 1. 20	重量鉄骨3階 内2階	新若松町ビル2F	借	203.856	借	29.8%
駒寄市民の家	駒 寄	H 4. 4. 20	木造平屋	766.71	市	231.45	市	26.4%
鶴沼藤が谷市民の家	鶴 洋	H 5. 4. 14	木造平屋	586.90	市	228.76	市	29.6%
小糸市民の家	小 糸	H 6. 4. 1	木造平屋	1,060.56	市	236.83	市	31.5%
大庭市民の家	大 庭	H 8. 4. 1	木造平屋	678.93	市	247.60	市	23.8%
滝の沢市民の家	滝の沢	H 9. 4. 1	木造平屋	721.37	市	232.70	市	34.5%
辻堂東海岸市民の家	辻 堂	H10. 4. 6	木造平屋	827.30	市	234.22	市	42.9%
高谷市民の家	高 谷	H13. 4. 1	木造平屋	697.15	借	236.85	市	21.2%
辻堂砂山市民の家	浜 見	H14. 8. 26	鉄筋コンクリート造 2 階 2階部分	1,127.57	市	371.83	市	53.5%
石川コミュニティセンター	石 川	H16. 4. 19	鉄骨平屋	824.80	市	359.40	市	41.7%
鶴沼橋市民の家	鶴 沼	H20. 2. 1	木造平屋	322.07	市	169.55	市	28.0%

2 地域市民の家全体の維持管理コスト

地域市民の家全体の維持管理コストは、平成 28 年度の歳出予算額約 6,000 万円に使用料約 820 万円等を加えた約 6,800 万円となっています。

その内訳として「藤沢市地域市民の家運営委員会連絡協議会」への管理運營業務委託料など事業運営コストが全体の 22.76%を占めています。修繕、光熱水費等の施設維持コストは施設の老朽化などにより、今後増加が見込まれます。

事業運営コスト	管理運営委託料等	金額	割合
		15,489,400	22.76%
施設維持コスト	修繕	11,191,000	16.44%
	光熱水費	12,360,000	18.16%
	清掃・警備・検査等	12,639,000	18.57%
	土地建物賃借	15,149,000	22.26%
	負担金	1,209,000	1.77%
合 計		68,037,400	

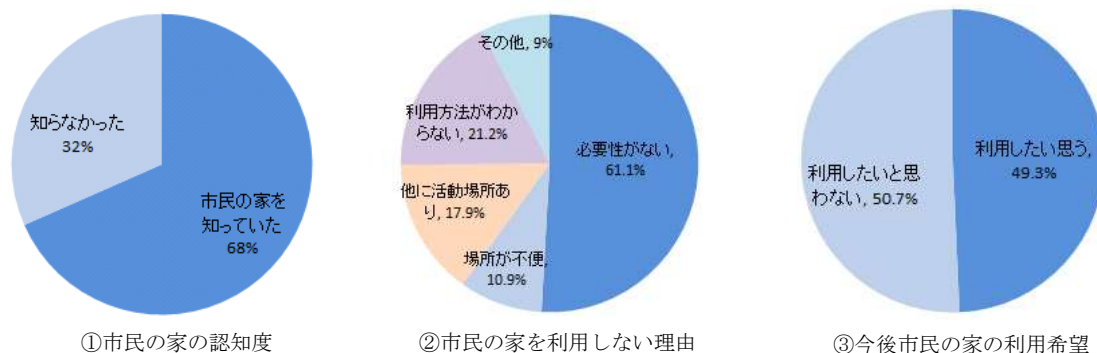
3 利用促進に向けた課題

(1) ソフト面の課題

地域市民の家は、藤沢市地域市民の家条例に基づき、一定の共通ルールのもと市民の誰もが自由に集い、語らい、学び、ふれあう場として位置づけられています。

しかし、①予約や利用方法のわかりにくさや不便さ、②鍵の管理などの担い手不足、③地域の方にあまり知られていないという周知不足などの課題があります。

《地域・自治会・町内会 ご近所アンケート調査 (2016年7月実施)》 N=1,437



(2) ハード面の課題

地域市民の家は、昭和 51 年度から設置を開始し、多くはホールや和室などを中心にした間取りで構成しており、全地域市民の家の平均利用率は平成 27 年度実績では 23%となっています。

さらに、地域市民の家の建設が古いことから、①施設や設備がバリアフリーになっていない、②徒歩圏内にある公共施設という特性から駐車場や駐輪場が十分に確保されていない、③施設の老朽化などの課題を抱えています。

第3章 今後の地域市民の家のあり方と有効活用

こうした課題を踏まえ、今後の地域市民の家のあり方については、利便性や親近性を高めつつ、人口構造や住民ニーズを的確に把握して反映させ、将来に向けて、そのあり方を位置づけることで、地域コミュニティの中核的な役割を担う施設とする必要があります。そのためには、地域市民の家を「人と地域と意思をつなぐ場」として、施設ごとの利用状況などを踏まえながら、次のとおり地域市民の家の有効活用策について検討を進めます。

1 管理運営手法の見直し

地域市民の家は、地方自治法の改正を受けて平成17年度から、それぞれの運営委員会と個別に業務委託契約を締結する方式から、全地域市民の家を総括して管理する指定管理者「藤沢市地域市民の家運営委員会連絡協議会」による管理運営を行ってきました。

しかし、地域を取り巻く人口構造の変化や住民ニーズなどを踏まえると指定管理者による管理運営には、主に次のようなメリットとデメリットが考察できます。

メリット	デメリット
①全施設を一括管理することによってルールの一化等が図られ、複数の地域市民の家を利用する利用者にとって分かりやすい。 ②施設の管理運営にかかる経費等、予算の管理を一元化することで効率的な予算執行が可能。 ③地方自治法に基づき利用料金収入を指定管理者の収入にすることにより地域市民の家にかかるトータルコスト（維持管理費）を抑制している。	①立地条件等が異なる地域市民の家において、利用特性など細かい住民ニーズに対応しにくい。 ②個々の地域市民の家の事情に応じた計画等が立てにくく社会参加等の利用促進が十分ではない。 ③家連協の組織運営の負担と住民ボランティアによる指定管理者制度に限界が生じている。 ④指定管理者制度の対象外とした場合には、使用許可や利用料金の徴収方法などの課題解決が必要になる。

こうしたことから、指定管理者による管理運営によって得られた市民運営の長所を活かしながら、地域市民の家の有効活用と老朽化に伴う再整備の視点を踏まえるとともに、13地区のコミュニティエリアのマネジメントを行う市民センター・公民館と各運営委員会との連携の強化を図ることも含めまして、管理運営手法の見直しの検討を進めます。

《地域市民の家の管理運営手法の変遷と今後の考え方》

S51～H16	各地域市民の家運営委員会との個別の業務委託	
H17～H29	指定管理者による管理運営	藤沢市地域市民の家運営委員会連絡協議会
H30～	新たな管理運営方法	・個別の特性を生かした管理運営方法の選択 ・公設市民運営を基本にしながら複数方式の運営方法の検討

2 地域の縁側事業への活用

地域市民の家における地域の縁側事業については、すでに滝の沢市民の家を活用した事業が展開されています。さらに、2016年（平成28年）10月から七ツ木市民の家、藤が岡市民の家、明治市民の家において新たに事業が展開されています。



こうしたことから、藤沢型地域包括ケアシステムの構築に合わせ、地域の縁側未整備地区における地域市民の家の活用など、地域の縁側事業の場所として地域市民の家の活用を進めます。

3 放課後児童クラブへの活用

子ども・子育て支援法をはじめとする子ども・子育て関連3法などの施行により、地域子ども・子育て支援事業の一つとして位置づけられ、この制度の目的である量的拡充や質の改善に取り組んでいます。

また、2014年（平成26年）2月に実施した放課後児童クラブに関するニーズ調査における「子どもの放課後の過ごし方」の問いに対して「放課後児童クラブ」と回答した割合は、小学校1年生～4年生では27.5%、小学校5年生～6年生では17.0%となっています。さらに、この回答のうち、利用したい日数の内訳は、週に4日、5日を合わせると、小学校1年生～4年生では56.8%、小学校5年生～6年生では、40.4%となっており放課後児童クラブとして、子どもたちが過ごす場所の確保が必要となっています。

こうしたことから、放課後における児童の安心・安全な生活の場として、放課後児童クラブと共存した地域市民の家の利用方法等の検討を進めます。

4 利用回数等制限の緩和

地域市民の家の利用時間、利用料金、利用方法などについては、市と指定管理者で協議調整をしながら作成した「市民の家利用の手引き」に基づき行われています。

現在、地域市民の家の利用形態については、趣味・サークル活動をはじめ、自治会

の集まりや行事などに利用されています。

こうしたことから、利用回数の公平性を目的とした現在の利用回数制限の緩和など、利便性を高めていく様々な可能性の検討を進めます。

5 地域の会食の場としての活用

市の推計では、高齢者や非婚者をはじめとする単身世帯数は増加を続け、2025年（平成37年）に約191,600世帯、2035年（平成47年）に約195,000世帯でピークとなると推計しており、特に、高齢者人口が増加することから単身や夫婦のみの高齢者世帯が増加することが予想されています。

また、子育てしやすい社会を形成していくためには、世帯構成や地域社会の変化を踏まえ、ひとり親家庭の自立支援の視点から、安心感のある子育て支援も重要になります。さらに、子どもの貧困に関する問題が顕在化しており、就学援助を受ける児童生徒の割合は、平成26年度において、全市平均で小学生は15.4%、中学生は18.8%となっています。

こうした課題を地域共生の観点から取り組める場として地域市民の家を活用し、住民参加型で調理し会食する場となるよう、その仕組みづくりを地域の市民活動団体の手により取り組めるよう支援しながら、地域の会食の場として地域市民の家の活用ができるよう、その検討を進めます。

6 アダプトプログラムの活用とNPO法人等の民間活力の導入

地域市民の家は、各地域市民の家の運営委員会の皆さんにより管理運営されていますが、必ずしも人が常駐していません。

こうしたことから、現在、道路等の美化活動で行っているアダプトプログラムを地域市民の家の維持管理にも拡大・活用し、利便性・親近性を高める取組の検討を進めます。また、学習支援などを行う場や喫茶機能の付与など、NPO法人等の民間活力の導入の検討も進めます。

アダプトプログラムとは？

一定区画の公共の場所を養子にみたく、市民がわが子のように愛情をもってお世話し、行政がこれを支援する仕組みで、市民と行政が互いの役割分担を定め、両者のパートナーシップのもとで行われる活動

第4章 地域市民の家の再整備

1 再整備の考え方

公共施設再整備プラン（2014年(平成26年)11月策定）では、建替え等を行う場合の今後の方向性については、再整備基本方針に基づき、単独での建替え等は原則として行わないことから、当該プランに位置付けられている類型を踏まえ、新たな利用方法や機能集約を基本としています。

しかし、再整備プランに基づく分類結果（5分類）をもとに、地域市民の家の管理者である「藤沢市地域市民の家運営委員会連絡協議会」及び施設ごとの運営委員会にヒアリングを実施したところ、この類型だけでは、多岐にわたる施設ごとの特性や状況に当てはめることが困難であり、各施設の今後の方向性の目安とするには類型化の見直しが必要となりました。

こうしたことから、新たなグループ類型化を行い、今後の有効活用策を進めながら優先度の高い施設から再整備の時期を検討していきます。

また、今後、再整備を行う際には、①安全性の確保、②長寿命化、③機能集約・複合化の3点を踏まえ、改めて再整備による施設の方向性を判断した上で、地域社会への参加と住民協働を促す仕掛けとして、ワークショップなどを積極的に活用しながら13地区のニーズに合った再整備を進めていきます。

* 地域市民の家ブロック別（13地区）ヒアリング 2015年3月11日～3月27日

* 地域市民の家個別（41施設）ヒアリング 2015年10月14日～2016年1月29日

意見等の状況	回答施設数	割合
概ね賛成（納得）	25	61%
概ね反対（不満）	4	10%
どちらとも言えない	12	29%

2 新たなグループ類型化

(1) グループ化のフロー

①過去5年間の平均利用率が基準値の34%(*1)を超えているか。

- ・超えている

グループA：地域市民の家の機能を存続させ、複合施設として再整備を検討する。

- ・超えていない



②地域市民の家の一部でも残すべき特別な事情が認められるか。

- ・認められる

グループB：地域市民の家の機能の一部を存続させ、複合施設として再整備を検討する。

- ・認められない



③放課後児童クラブなど他の公共施設への機能転換または機能の複合化の必要があるか。

- ・必要がある

グループC：他の公共施設への機能転換または機能の複合化に向けた再整備を検討する。

- ・必要がない



④近隣または市民の家が所在する自治会に自治会館等の類似施設があるか。

また、自治会館として使用したい等の要望があるか。

- ・近隣に類似施設がない、自治会館として要望がある。

グループD：自治会への譲渡を検討しながら再整備の必要性を検討する。

- ・近隣に類似施設がある、自治会館として要望がない。

グループE：公益的な市民活動の場としての利用を検討しながら再整備の必要性を検討する。

⑤土地や建物において寄付を受けて取得した等の特別な事情がある。

グループF：存続を前提に多機能化等を協議しながら再整備の必要性を検討する。

(*1) 公共施設再整備プラン策定時の類型化に際して用いた13公民館の過去5年間(平成21～平成25年度)の稼働率のうち、一番低い公民館の稼働率(34%)を基準としています。

(2) 地域市民の家のグループ化

(1) のグループ化のフローに基づき、現時点の各地域市民の家の状況に応じて、次のとおり、グループ化を行います。ただし、このグループ化は各市民の家の方向性の目安とするために行うもので、今後の施設のあり方を確定するものではありません。

グループA	地域市民の家の機能を存続させ、複合施設として再整備を検討する
	片瀬山市民の家・藤が岡市民の家・藤沢市民の家・辻堂砂山市民の家 辻堂東海岸市民の家・石川コミュニティセンター市民の家
グループB	地域市民の家の機能の一部を存続させ、複合施設として再整備を検討する
	江の島市民の家
グループC	他の公共施設への機能転換または機能の複合化に向けた再整備を検討する。
	羽鳥市民の家・明治市民の家
グループD	自治会への譲渡を検討しながら再整備の必要性を検討する。
	高倉市民の家・辻堂南部市民の家・下土棚市民の家・鶴南市民の家 村岡市民の家・菖蒲沢市民の家・六会市民の家・川名通り町市民の家 小栗塚市民の家・七ツ木市民の家・善行乾塚市民の家・大鋸市民の家 円行市民の家・石川市民の家・鶴沼藤が谷市民の家・駒寄市民の家
グループE	公益的な市民活動の場としての利用を検討しながら再整備の必要性を検討する
	本鶴沼市民の家・片瀬浪合市民の家・大清水市民の家・辻堂市民の家 藤沢石原谷市民の家・長後滝山市民の家・立石市民の家 中里市民の家・用田市民の家・伊勢山市民の家・小糸市民の家 大庭市民の家・滝の沢市民の家・高谷市民の家
グループF	存続を前提に多機能化等を協議しながら再整備の必要性を検討する
	遠藤市民の家・鶴沼橋市民の家

3 再整備の基準

地域市民の家については、最も古い施設で41年が経過しており、平均30年を超える築年数が経過していることから、今後、再整備の検討を進めるにあたっては、次の考え方を基準にして再整備の検討を進め、再整備の対象施設は公共施設再整備プランに今後順次位置づけていきます。

- ①耐震性を考慮し、優先度の高い施設
- ②原則として築年数の古い施設
- ③施設の老朽化や安全性の視点から優先度の高い施設

4 グループ化に基づく今後の再整備に係る検討の進め方

(1) グループ化に基づく検討の流れ

地域市民の家の再整備については、現段階でのグループ化を目安に施設の老朽化具合や安全性及び財政状況などを考慮し順次進めていくこととなります。

再整備を実施するまでの間については、施設の有効活用や維持修繕による長寿命化などに取り組みます。

なお、再整備を実施する際は、次の流れに沿って検討を進めます。

